

## 特許庁が意匠法改正の検討を始める

### ◆急ピッチで改正のための作業が進む

特許庁が意匠法改正の検討を始めた。2018年8月から9月に意匠制度小委員会を計3回開催し、課題の提示や企業の要望を聴取した。同時期に改正への意見や提案も公募した。今後、検討を進めて、19年の通常国会に改正法案提出を目指す。

今回の改正の主要なポイントは、①画像デザインの保護、②空間デザインの保護拡大、③関連意匠制度の見直し、④最長保護期間の延長の4つである。小委員会では、デザインはテクノロジーの価値を体現するとして、見たいシーンを瞬時に映し出すよう工夫した野球観戦アプリなどの画像の保護を富士通が訴えた。カルチャ・コンビニエンス・クラブは建築、不動産、店舗空間にも意匠法の保護を拡大し、遊び心があふれ、街行く人の目を奪う代官山蔦屋書店のような独自の外観も保護するよう提言した。イトーキは生産性の上がる働き方を実現するオフィスのレイアウトを空間デザインとして保護するよう求めた。

### ◆改正後の運用や、弊害防止の議論も必要

企業が消費者と接する機会としてネットの利用が増える中、見やすさ、使いやすさを工夫した画面が商品の販売やサービスの利用を大きな影響を与えている。そのため、意匠法が画面を保護することには一理ある。独自の創意工夫を尊重して保護するという意味では独自性があり、それが競争力の源泉になる店舗の外観や内装を保護することも同様だ。関連意匠制度の見直しや最長保護期間の延長も、意匠を軸にしたブランド戦略を企業が展開するには必要だろう。

問題は筋書き通りにことが進むかである。画面や外観は、これまで意匠法が保護してきた物の形状や模様、色彩以上に類似性の判断が難しい。オフィスレイアウトの保護も、権利が乱用され、オフィスが使えなくなるとは本末転倒だ。保護期間の延長が産業の育成を阻害する恐れもある。また、建築物の外装、内装のデザインは商標法、著作権法、不正競争防止法などでも一定の保護は可能であり、他の法律との関係にも議論が必要だ。ただ改正を急ぐのではなく、これらの問題もよく議論して、改正後の円滑な運用を目指すべきだろう。 【藤井和則】